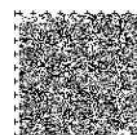
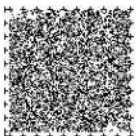


**第 3 部 第 7 期加東市障害福祉計画・
第 3 期加東市障害児福祉計画**





第1章 計画の方向性

1. 計画の目的

第7期加東市障害福祉計画及び第3期加東市障害児福祉計画は、国の基本指針*に即して、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末及び令和11年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業*）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）を適切に提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的として策定するものです。

2. 計画の基本方針

（1）障害のある人の権利の尊重

ノーマライゼーション*の理念のもと、障害の種別や程度に関わらず、障害のある人が自ら居住場所や受ける障害福祉サービス・支援を選択・決定できるように権利擁護*を図っていきます。

また、成年後見支援センターを設置し、知的障害や精神障害により意思決定が困難な人への支援体制を整備します。

（2）地域生活移行や就労支援等の課題への対応

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を充実するとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、地域におけるサービス提供体制の拠点づくりを進めます。

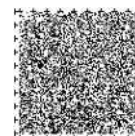
（3）本人らしく生活できる地域づくり

基幹相談支援事業を開始し、障害のある人の高齢化や障害の重度化、「親亡き後」を見据えた支援体制の整備等の必要性を踏まえ、障害のある人やその家族が安心して地域で生活できる体制づくりを進めます。

また、地域生活を総合的に支援する機能を有する地域生活支援拠点*の整備に取り組みます。

（4）アクセシビリティの向上

障害等により、自らの意思を伝えることが難しい人や、情報を得ることが難しい人に対し、障害特性に応じた情報保障に努め、障害のある人が多様なレジャーや文化活動等を楽しむことができる環境整備を進めます。



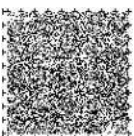
（５）支援が必要な子どものすこやかな育成のための発達支援

障害の種別や程度にかかわらず、支援が必要な子ども及びその家族に対し、早期の段階から相談しやすい体制を整えるとともに、身近な施設で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図り、地域支援体制の構築を図ります。

また、支援が必要な子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援の関係機関が連携を図り、切れ目ない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

（６）障害福祉に関わる人材の確保と育成

安定的な障害福祉サービスや障害福祉に関する事業を実施していくために、サービスの提供体制の確保とそれを担う人材の確保や専門性を高めるための研修の実施、また、他職種間の連携の体制づくりを進めます。



第2章 成果目標と数値目標

国の基本指針*に基づき、「第6期加東市障害福祉計画」（以下、「第6期計画」という。）及び「第2期障害児福祉計画」（以下、「第2期障害児計画」という。）の実績を踏まえて、「第7期加東市障害福祉計画」（以下、「第7期計画」という。）及び「第3期加東市障害児福祉計画」（以下、「第3期障害児計画」という。）の令和8年度末及び令和11年度末の成果目標及び数値目標を定め、各年度における進捗状況を評価することで、計画の推進と進展を図ります。

1. 成果目標・活動指標

（1）施設入所者の地域生活への移行

【第6期計画での達成状況】

項目	成果目標	実績値		
	令和5年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末 (見込み)
福祉施設から地域生活への移行者数	4人	3人	3人	3人
令和元年度末時点からの移行割合	3.7%	5.5%	5.5%	5.5%
福祉施設の入所者数	52人	50人	57人	55人
令和元年度末時点からの削減割合	3.7%	7.4%	-5.6%	-1.9%

※福祉施設から地域生活への移行者については、令和元年度末の基準値からの累計

※施設入所者数について、令和元年度末の基準値は54人となっています。

【国の基本指針】

令和4年度末時点の施設入所者のうち、グループホームや一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活への移行者の目標値を設定することとしています。なお、具体的な目標値の設定については、以下の2点を基本とするものとしています。

地域移行者数	令和8年度末までに、令和4年度末施設入所者数の6%以上
施設入所者数	令和8年度末までに、令和4年度末の5%以上削減

【第7期計画での成果目標】

令和8年度末の成果目標については、国の基本指針を参考に設定し、令和11年度末の成果目標については、令和8年度末までの割合が継続するものとして設定しました。

項目	成果目標	
	令和8年度末	令和11年度末
福祉施設から地域生活への移行者数	4人	8人
令和4年度末時点からの移行割合	7.0%	14.0%
福祉施設の入所者数	54人	52人
令和4年度末時点からの削減割合	5.3%	8.8%

※福祉施設から地域生活への移行者については、令和4年度末の基準値からの累計

※施設入所者数について、令和4年度末の基準値は57人となっています。



目標実現に向けた取組

- 入所施設や相談支援事業所との連携を強化し、住宅の確保、地域生活の準備、福祉サービスの見学・体験のための外出支援など、地域での生活に移行するための活動に関する相談・支援を行います。
- 日中サービス支援型共同生活援助など、重度化・高齢化に対応したグループホームを充実させることにより、障害のある人が安心して暮らすことができる住まいの場を提供できるサービス供給体制を確保するとともに、地域での生活を体験できるグループホーム体験入居を利用し、地域移行を推進します。
- 施設入所者の地域移行を進めるための基盤を整備することを基本としつつ、一定程度施設入所の需要があることにも配慮しながら、地域生活への移行の取組を進めていきます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第6期計画での達成状況】

項目	活動指標	実績値		
	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	1回	1回	1回

【国の基本指針】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために、精神障害者の支援に関する協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定することとしています。

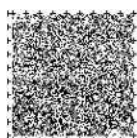
【第7期計画での活動指標】

国の基本指針*どおりに設定しました。

項目	活動指標	
	令和8年度	令和11年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回

目標実現に向けた取組

- 医療機関や関係機関との連携を図りながら、保健・医療サービスの情報提供や、必要な障害福祉サービスの利用を通じて地域移行支援を進めます。



(3) 地域生活支援の充実

【第6期計画での達成状況】

項目	成果目標 活動指標	実績値		
	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域生活支援拠点*の設置か所数	1か所	0か所	0か所	0か所
機能の充実に向けた運用状況の検証 及び検討の実施回数	1回	0回	0回	0回

【国の基本指針】

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することや、令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとしています。

【第7期計画での成果目標及び活動指標】

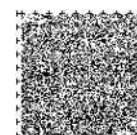
国の基本指針*どおりに設定しました。

地域生活支援拠点等	成果目標/活動指標	
項目	令和8年度	令和11年度
地域生活支援拠点の設置か所数	1か所	1か所
機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討 の実施回数	1回	1回
コーディネーターの配置、地域生活支援拠点 等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の 担当者の配置、支援ネットワーク等による効 果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	有	有

強度行動障害を有する 障害者の支援体制の充実	成果目標	
項目	令和8年度	令和11年度
支援ニーズの把握	無	有
地域の関係機関が連携した支援体制 の整備	無	有

目標実現に向けた取組

○障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人が地域で自立した生活を行うには、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会や専門的人材の確保）を確保する必要がある、その体制整備に努めます。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【第6期計画での達成状況】

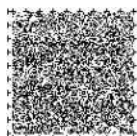
	成果目標	実績値		
項目	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
福祉施設から一般就労への移行者数	7人	8人	2人	2人
令和元年度実績(5人)との比較	1.4倍	1.6倍	0.4倍	0.4倍
うち、就労移行支援	1人	2人	0人	1人
実績(0人)との比較	1倍	2倍	0倍	1倍
うち、就労継続支援A型	4人	2人	0人	0人
実績(4人)との比較	1倍	0.5倍	0倍	0倍
うち、就労継続支援B型	2人	4人	2人	1人
実績(1人)との比較	2倍	4倍	2倍	1倍
就労定着支援事業の利用者数	5人	0人	0人	1人
就労定着支援事業の就労定着率	80%	—	—	—

【国の基本指針】

令和8年度における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本として設定することとしています。

また、この目標値を達成するため、以下のとおりに定めることとしています。

福祉施設から一般就労への移行者数	令和3年度実績の1.28倍以上
うち、就労移行支援	令和3年度実績の1.31倍以上
うち、就労継続支援A型	令和3年度実績の1.29倍以上
うち、就労継続支援B型	令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	令和8年度中に就労移行支援事業所の5割以上
就労定着支援事業の利用者数	令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上
令和8年度の就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	2割5分以上



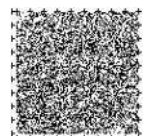
【第7期計画での成果目標】

令和8年度の成果目標については、令和3年度と令和4年度の実績の平均を使って、国の基本指針*を参考に設定し、令和11年度の成果目標については、令和8年度の実績が継続するものとして設定しました。

就労移行支援事業等を通じた福祉施設から一般就労への移行者数	成果目標	
	令和8年度	令和11年度
福祉施設から一般就労への移行者数	8人	8人
令和3年度と令和4年度実績の平均（5人）との比較	1.6倍	1.6倍
うち、就労移行支援	2人	2人
実績平均（1人）との比較	2倍	2倍
うち、就労継続支援A型	2人	2人
実績平均（1人）との比較	2倍	2倍
うち、就労継続支援B型	4人	4人
実績平均（3人）との比較	1.3倍	1.3倍

目標実現に向けた取組

- 一般就労への移行を希望する人が、適切なサービスや就労に関する相談機関につながるよう、事業所や相談員と連携を取りながら、各種制度などの周知に努めます。



（５）障害児支援の提供体制の整備等

【第２期障害児計画での達成状況】

- 児童発達支援センターを設置し、保育所等訪問支援、主に重症心身障害児*を支援する児童発達支援を実施しています。
- 医療的ケア児*支援のための協議の場について、令和元年度から北播磨障がい福祉ネットワーク会議医療的ケア児支援部会を設置しています。
- 支援が必要な子どもが、多くの時間を過ごす学校と福祉の連携をより強くするための協議の場及び身近な相談の窓口として発達サポートセンター「はぴあ」を設置しています。

項目	成果目標	実績値		
	令和５年度末	令和３年度末	令和４年度末	令和５年度末（見込み）
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの事業所数	１か所	０か所	０か所	０か所
主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援の事業所数	１か所	０か所	０か所	０か所

【国の基本指針】

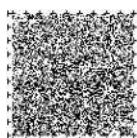
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン*）の推進体制を構築するとともに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を確保することとしています。

主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの事業所数	令和８年度末までに、各市町村又は圏域に１か所以上
主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援の事業所数	令和８年度末までに、各市町村又は圏域に１か所以上

【第３期障害児計画での成果目標及び活動指標】

国の基本指針*どおりに設定しました。

項目	成果目標/活動指標	
	令和８年度末	令和１１年度末
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	構築済み	構築済み
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの事業所数	１か所	１か所
主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援の事業所数	１か所	１か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	１人	１人



目標実現に向けた取組

- 主に重症心身障害児*や医療的ケア児*が利用できる放課後等デイサービス事業所の整備を推進します。
- 家族支援を含めた医療的ケア児の「育ち」や「暮らし」の支援に当たって、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図るコーディネーターを配置します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【第6期計画での達成状況】

項目	活動指標	実績値		
	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	60件	50件	31件	20件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	2件	0件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	5回	14回	15回	16回

【国の基本指針】

令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤を開発・改善することとしています。

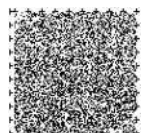
【第7期計画での成果目標】

国の基本指針*を参考に設定しました。

項目	成果目標	
	令和8年度	令和11年度
基幹相談支援センターの設置	設置	設置
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	確保	確保
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	一部実施	実施

目標実現に向けた取組

- 地域の相談支援の拠点として、基幹相談支援事業を開始し、地域の相談支援事業所の人材育成に努めます。また、地域での生活を支えるために地域課題を明確にし、課題解決に向けた体制整備を目指します。



（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

【第６期計画での達成状況】

項目	活動指標	実績値		
	令和５年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度 (見込み)
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	22人	9人	19人	22人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無	有	無	無	無

【国の基本指針】

令和８年度末までに、サービスの質向上のための体制を構築することとしています。

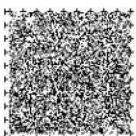
【第７期計画での成果目標】

国の基本指針*どおりに設定しました。

項目	成果目標	
	令和８年度	令和１１年度
サービスの質の向上を図るための体制構築	構築	構築

目標実現に向けた取組

○利用者のニーズも多岐にわたり、また障害福祉サービスも多様化し、制度改正も頻繁に行われています。市職員が兵庫県や専門機関が主催する研修会に積極的に参加し、利用者や市内相談支援事業所に適切な情報を提供するよう努めます。



(8) その他率先取組指標

【第6期計画での達成状況】

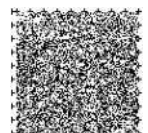
項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
障害者就労施設等からの物品等の優先調達件数	目標値	8件	8件	8件
	実績値	14件	14件	14件
障害者就労施設等からの物品等の優先調達額	目標値	820千円	825千円	828千円
	実績値	969千円	1,041千円	1,041千円

【第7期計画での指標】

	目標値	
項目	令和8年度末	令和11年度末
障害者就労施設等からの物品等の優先調達件数	14件	14件
障害者就労施設等からの物品等の優先調達額	900千円	930千円

目標実現に向けた取組

○障害者優先調達推進法*により、国や地方公共団体等は障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するように努めることとされています。本市においても「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定めて優先的な調達を推進し、施設等で就労する障害のある人の自立促進を図ります。



第3章 障害福祉サービスの整備

1. 障害福祉サービスの実績と見込み

(1) 訪問系サービス

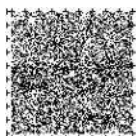
サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などをします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人のために、居宅介護など複数の障害福祉サービスを組み合わせて支援します。

サービス名	単位		第6期計画 実績			第7期計画 見込み					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	実利用者数	人/月	23	30	31	31	31	31	31	31	31
	延利用時間	時間/月	200	271	290	290	290	290	290	290	290
重度訪問介護	実利用者数	人/月	1	1	2	2	2	2	2	2	2
	延利用時間	時間/月	17	56	121	121	121	121	121	121	121
同行援護	実利用者数	人/月	6	5	5	5	5	5	5	5	5
	延利用時間	時間/月	58	70	70	70	70	70	70	70	70
行動援護	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

○訪問系サービスは、市内の事業所が少ないため、市外の事業所も利用しながらサービスの提供を行っています。今後の地域生活への移行推進を踏まえ、サービスに対するニーズは高まると予想されるため、在宅生活を維持できるよう、利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービス量の供給に努めます。

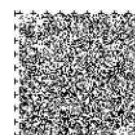


○利用者のニーズに対応できるよう、ヘルパーの育成と確保に努めるとともに、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制を充実します。

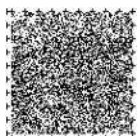
○利用者が安心して質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して、指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援 【新設】	就労移行支援や就労継続支援といった「就労系障害福祉サービス」を利用する前に、当事者が事業者と共同して就労アセスメントを行うことで、より適切なサービスを選択できるようサポートを行います。 (令和7年度10月から制度創設予定)
就労移行支援	一般企業で働くことを希望する人に、一定の期間、必要となる知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援	一般企業で働くことが難しい人に、支援を受けながら働く場を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある人が、就労にともなう環境の変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う人が病気や心身の休息が必要な場合、短期間、施設へ入所できます。



サービス名	単位		第6期計画 実績			第7期計画 見込み					
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
生活介護	実利用者数	人/月	82	90	96	98	100	102	104	106	108
	延利用者数	人日/月	1,605	1,744	1,849	1,880	1,920	1,960	2,000	2,040	2,080
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	人/月	0	0	1	1	1	1	1	1	1
	延利用者数	人日/月	0	0	20	23	23	23	23	23	23
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	人/月	0	1	3	1	1	1	1	1	1
	延利用者数	人日/月	0	26	60	26	26	26	26	26	26
就労選択 支援	実利用者数	人/月	-	-	-	-	5	10	10	10	10
	延利用者数	人日/月	-	-	-	-	6	12	12	12	12
就労移行 支援	実利用者数	人/月	2	3	6	6	6	7	7	8	8
	延利用者数	人日/月	30	42	85	90	90	105	105	120	120
就労継続 支援A型	実利用者数	人/月	14	17	16	18	19	20	21	22	23
	延利用者数	人日/月	276	322	315	360	380	400	420	440	460
就労継続 支援B型	実利用者数	人/月	128	137	141	146	151	157	163	171	178
	延利用者数	人日/月	2,073	2,224	2,309	2,373	2,460	2,556	2,662	2,778	2,906
就労定着 支援	実利用者数	人/月	0	0	1	1	1	1	1	1	1
療養介護	実利用者数	人/月	5	5	5	5	5	5	5	5	5

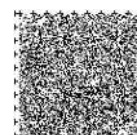


サービス名	単位		第6期計画 実績			第7期計画 見込み					
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
短期入所 (ショートステイ)	実利用者数	人/月	19	24	27	28	30	32	34	36	38
	延利用者数	人日/月	68	100	106	100	105	110	115	120	125
	市内事業所数	か所	1	1	1	1	1	2	2	2	2

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

- 特別支援学校*の卒業生や在宅の重度障害者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、サービス提供事業所の確保や、日中活動系サービスの拡充に努めます。
- 地域で自立した生活を送るために、一般就労に必要な訓練を受けることができる就労移行支援や、就労後も障害の特性に沿った環境で仕事が続けられるよう、北播磨障害者就業・生活支援センター*、ハローワーク及び北播磨圏域の就労関係事業所との連携を強化し、就労定着支援の利用を推進します。
- 短期入所については、緊急時や介護者のレスパイトケア*による利用者のニーズを把握しながらサービス提供事業所の確保に努めます。
- 医療的ケア*を必要とする人が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制の充実を図ります。



(3) 居宅系サービス

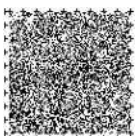
サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人が共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事等の介助、その他の日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしの移行を希望する人について、一定期間にわたる定期的な巡回訪問や随時の対応により、本人の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。

サービス名	単位		第6期計画 実績			第7期計画 見込み					
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
施設入所支援	実利用者数	人/月	50	53	55	55	54	54	53	53	52
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数	人/月	26	28	31	33	36	38	41	44	46
	市内定員数	人	20	20	24	24	24	29	29	29	29
	市内グループホーム数	か所	4	4	5	5	5	6	6	6	6
自立生活援助	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

○施設入所支援については、国の基本的な方向性では、施設入所者の地域生活への移行が示されていますが、家族の高齢化などによる家族介護力の低下などから、新たな入所希望者も増えている状況です。施設入所が必要な人の状況やニーズを把握しながら、真に入所を必要とする人の待機状態の解消を図ります。



○グループホームについては、施設入所者の地域移行の受け皿として、また、家族の高齢化などによる需要が高まっているため、関係機関や事業所と連携を強化しながら、障害福祉サービス事業者等に対し、グループホームの開設を働きかけます。

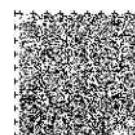
○平成30年4月から自立生活援助のサービスが始まりましたが、利用者がいない状況が続いています。障害者支援施設等から一人暮らしへの移行を希望する人のニーズを把握しながら、必要なサービスの提供に努めます。

(4) 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	指定特定相談支援事業者が、障害福祉サービスを利用するに当たっての「サービス等利用計画*案」を作成します。市は、この計画案を勘案し、支給決定を行います。また、支給決定後は、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年1回は計画の見直し（モニタリング）を行い、サービスが適当かを検討します。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院などに入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅の一人暮らしをしている障害のある人に対し、夜間も含めた緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

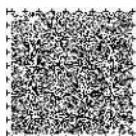
サービス名	単位		第6期計画 実績			第7期計画 見込み					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	実利用者数	人/月	52	64	72	80	88	96	104	112	120
地域移行支援	実利用者数	人/月	0	0	0	1	1	2	1	1	2
地域定着支援	実利用者数	人/月	0	0	0	0	1	1	1	1	1

※令和5年度のみ実績見込み



見込量の確保のための方策

- 地域移行支援や地域定着支援については、障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、北播磨圏域内の精神科病院及び地域移行支援・地域定着支援事業所と連携してサービスの提供体制の確保に努め、積極的な利用を促します。



第4章 地域生活支援事業の整備

1. 必須事業の実績と見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

事業名	単位	第6期計画 実績			第7期計画 見込み					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有

見込量の確保のための方策

○理解促進研修・啓発事業については、障害に対する理解を深める研修会を開催するとともに、障害の特性や合理的配慮*に関する啓発を実施します。

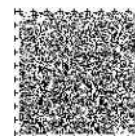
(2) 自発的活動支援事業

事業名	内容
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等による自発的な取組（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）を支援します。

事業名	単位	第6期計画 実績			第7期計画 見込み					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有

見込量の確保のための方策

○自発的活動支援事業については、精神障害者ボランティア活動支援事業を実施し、貴重な地域資源であるボランティアの養成や活動を支援します。また、知的障害者の自発的活動支援事業を「手をつなぐ育成会」に委託し、当事者の自主性を育て、地域との交流を図る活動を支援していきます。



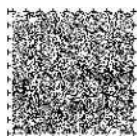
(3) 相談支援事業

事業名	内容
障害者相談支援事業	3障害（身体・知的・精神）の就労、生活支援などの問題について相談に応じるとともに必要な情報の提供、助言等の支援を行います。
基幹相談支援センター	3障害（身体・知的・精神）の相談を総合的に行うとともに、地域の相談支援の拠点として、相談支援事業者間の連絡調整、関係機関との連携強化、地域移行・地域定着の促進を行います。（令和6年度より開始予定）
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援センターに、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員を配置し、相談支援機能を強化します。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援及び家主等への相談・助言を行います。

事業名	単位	第6期計画 実績			第7期計画 見込み					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者相談支援事業	実施か所数 か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

見込量の確保のための方策

○基幹相談支援センターの役割を担う相談支援事業を開始し、相談支援体制の充実を図ります。



(4) 成年後見制度利用支援事業

事業名	内容
成年後見制度* 利用支援事業	障害などの理由で判断能力が十分でない人の権利と財産を守る成年後見制度の利用のための支援を行います。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

事業名	単位	第6期計画 実績			第7期計画 見込み					
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 人/年	2	2	4	5	15	20	20	20	20
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

※令和5年度のみ実績見込み

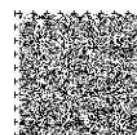
見込量の確保のための方策

- 障害のある人が安全で安心した日常生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用が必要な障害者の把握や、関係機関との連携強化に努め、制度の周知と利用促進及び利用支援体制の充実を図ります。
- 成年後見支援センターを設置し、更なる制度の周知と利用促進及び利用支援体制の整備を進めるとともに、利用支援事業の拡充を図ります。
- 後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するため、北播磨圏域と連携して、法人に対する研修会を開催するなど、法人後見の活動を支援します。

成年後見制度とは

成年後見制度とは、知的障害や認知症等の要因により、自分で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産管理や、身の回りの介助のための介護サービス又は施設への入所などに関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭うおそれもあります。このような判断能力が十分でない人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行います。



(5) 意思疎通支援事業

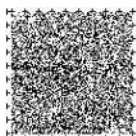
事業名	内容
手話通訳者*・ 要約筆記者* 派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能障害のために意思疎通を図ることに支障がある人が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、及び聴覚、言語機能障害を持つ人とコミュニケーションを図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	聴覚障害等により手話言語による意思疎通が必要な人に、事務手続きの利便を図るため、市役所に手話通訳者を設置します。
手話通訳者・要約筆記者 養成事業	聴覚に障害のある人の意思疎通を支援し、社会参加を促進するため、手話通訳者及び要約筆記者を養成する講座を開催することで、市の登録者として育成し、意思疎通支援者派遣事業の充実を図ります。
失語症者向け意思疎通 支援事業	意思疎通支援者の派遣を通じて、失語症者の社会参加の促進を図ります。(令和6年度より開始予定)

事業名	単位		第6期計画 実績			第7期計画 見込み					
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	手話通訳者 利用件数	件/年	112	104	100	100	100	100	100	100	100
	要約筆記者 利用件数	件/年	4	7	10	10	10	10	10	10	10
	全体	件/年	116	111	110	110	110	110	110	110	110
手話通訳者 設置事業	設置人数	人/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2
手話通訳者・ 要約筆記者 養成事業	登録手話 通訳者数	人	7	8	9	9	10	10	10	10	11
	登録要約 筆記者数	人	7	6	7	7	8	8	8	8	9
失語症者向け 意思疎通支援 事業	利用人数	人	-	-	-	2	2	2	2	2	2

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、聴覚に障害のある人などさまざまな対象者に合わせた意思疎通支援方法を確保する必要があり、今後も聴覚に障害のある人などの社会参加促進のため、養成研修の充実と参加者の増進を図ります。
- 手話通訳者を2名設置していますが、今後も体制維持に努めます。
- 令和6年度から失語症者向け意思疎通支援事業を開始するとともに、周知・啓発及び利用促進を図ります。



(6) 日常生活用具給付等事業

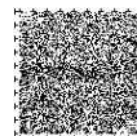
用具名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、移動用リフト、入浴補助用具など
自立生活支援用具	T字状・棒状の杖、頭部保護帽、聴覚障害者用屋内信号装置など
在宅療養等支援用具	ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、盲人用体重計など
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用拡大読書器、人工喉頭、点字図書など
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつなど
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	手すりの取付け、段差の解消、引き戸等への扉の取替えなど

用具名	単位		第6期計画 実績			第7期計画 見込み					
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
介護・訓練 支援用具	給付件数	件/年	5	4	2	3	3	3	3	3	3
自立生活 支援用具	給付件数	件/年	0	3	2	3	3	3	3	3	3
在宅療養等 支援用具	給付件数	件/年	3	2	5	4	4	4	4	4	4
情報・意思疎通 支援用具	給付件数	件/年	16	17	18	71	71	71	71	71	71
排泄管理 支援用具	給付件数	件/年	852	850	852	948	948	948	948	948	948
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	給付件数	件/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

○障害のある人が自力で在宅生活を営めるよう、各用具に関する情報を提供し、普及を促進するとともに、必要なサービスの提供に努めます。



(7) 手話奉仕員養成研修事業

事業名	内容
手話奉仕員* 養成研修事業	聴覚に障害のある人などとの交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

事業名	単位	第6期計画 実績			第7期計画 見込み					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
手話奉仕員 養成研修事業	修了者数 人/年	13	13	13	15	15	15	15	15	15

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

○手話ボランティア・通訳者の育成のための講座を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます。

(8) 移動支援事業

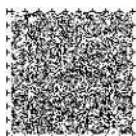
事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

事業名	単位		第6期計画 実績			第7期計画 見込み				
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
移動支援事業	利用者数	人/年	15	17	20	21	22	23	24	25
	延利用時間	時間/年	1,476	1,677	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

○移動支援を実施している事業所は市内に1か所のみとなっていますが、最近では市外の事業所を利用される方も増えています。今後も、利用ニーズに応じたサービスの提供体制の確保に努めます。



(9) 地域活動支援センター事業

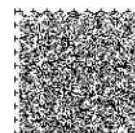
事業名	内容
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターは、障害のある人の地域生活を支援する法人が創作的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流促進、また、サービス類型に応じた訓練や啓発を行う場所です。

事業名	単位		第6期計画 実績			第7期計画 見込み					
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
地域活動支援センター事業	実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実人数	人/年	9	9	8	10	10	10	10	10	10

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

○地域活動支援センターは市内に1か所のみとなっていますが、今後も創作的活動や生産活動の機会の提供、また、地域社会との交流促進のため、事業所支援を実施していきます。



2. 任意事業の実績と見込み

(1) 日常生活支援

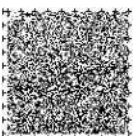
サービス名	内容
福祉ホームの運営補助	常時の介護・医療を必要としない障害のある人で、単独で生活する力はあるが、家庭環境等の事由で住居の確保が困難な人に居室を提供する福祉ホームの運営費を補助します。
訪問入浴サービス	身体に障害のある人の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
生活訓練等	障害のある人に対して、日常生活に必要な訓練や指導を行い、社会参加、社会復帰を支援します。
日中一時支援事業	日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある人について、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ることを目的として実施します。

サービス名	単位		第6期計画 実績			第7期計画 見込み					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉ホームの運営補助	事業所数	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス	実人数	人/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	延利用回数	回/年	130	86	76	72	72	72	72	72	72
生活訓練等	実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	事業数	か所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
日中一時支援事業	実利用人数	人/年	18	22	23	24	25	26	27	28	29
	延利用回数	回/年	793	1,045	1,100	1,150	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

○福祉ホームについては、1事業所に対して助成を行っていますが、利用者が見込まれるため、助成を継続していきます。



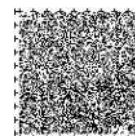
- 訪問入浴サービスは、利用者のニーズに合わせたサービス提供体制を維持します。
- 生活訓練等については、障害のある人の社会復帰を支援するために、加東市障害者相談支援センターが実施し、参加しやすい環境を整えるために、必要な利用者への送迎サービスを継続して実施します。
- 日中一時支援については、緊急時や介護者のレスパイトケア*による利用者のニーズを把握しながらサービス提供事業所の確保に努めます。

(2) 社会参加支援

サービス名	内容
レクリエーション活動等支援	スポーツやレクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、余暇活動等の機会を提供するため、スポーツ教室や運動会等を開催し、社会参加を促進します。
自動車運転免許取得・改造費助成	身体に障害のある人の就労等を目的とした自動車運転免許の取得や、自らが運転するために、所有する自動車の操行・駆動装置（ブレーキ・アクセルなど）を改造する費用を一部助成します。
意思疎通支援事業共同実施	手話通訳者*・要約筆記者*の養成研修について、北播磨圏域の市町で共同実施し、効率的に研修を開催します。

サービス名	単位		第6期計画 実績			第7期計画 見込み					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
レクリエーション活動等支援	開催回数	回/年	0	2	2	2	2	2	2	2	2
	参加人数	人/年	0	79	90	90	90	90	90	90	90
自動車運転免許取得・改造費助成	助成件数	件/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2
意思疎通支援事業共同実施	講座数	講座	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	修了者数	人/年	10	12	6	6	6	6	6	6	6

※令和5年度のみ実績見込み



見込量の確保のための方策

- レクリエーション活動等支援事業については、身体障害者福祉協議会に委託して、障害のある人が主体となって企画するスポーツ教室や「加東市ふれあいパラ伝ピック」を開催することにより、障害のある人がスポーツに触れる機会を提供し、交流や社会参加が図れるよう支援します。
- 自動車運転免許取得・改造費助成については、利用ニーズを勘案しながら必要なサービス提供に努め、社会参加を支援します。
- 意思疎通支援事業の共同実施については、北播磨圏域の市町で手話通訳者*養成講座や要約筆記養成講座を共同開催し、効率的かつ効果的に圏域の意思疎通支援者の要請を図ります。

(3) 就業・就労支援

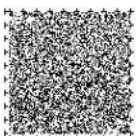
サービス名	内容
更生訓練費給付	就労移行支援又は自立訓練事業を利用している非課税世帯の障害のある人に、訓練に必要な消耗品等又は通所に係る経費の一部を助成する更生訓練費を支給し、社会復帰を支援します。

サービス名	単位		第6期計画 実績			第7期計画 見込み					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
更生訓練費給付	実給付者数	人/年	0	1	1	1	1	1	1	1	1

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

- 引き続き就労移行支援又は自立訓練事業の利用者の社会復帰を支援します。

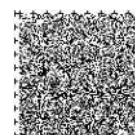


第5章 障害児通所支援等の整備

1. 障害児通所支援等の実績と見込み

サービス名	内容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等 デイサービス	就学児を対象に、学校終了後又は休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	療育*経験のある専門職員が利用ニーズに応じて保育所や小学校などを訪問し、集団での生活に特別な支援が必要な児童に対し、集団生活に適応できるように支援します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にあり、外出することが著しく困難で通所支援を利用できない児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを支援します。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用しようとする児童やその保護者に対し、障害児支援利用計画*の作成やサービス事業者との連絡調整などを支援します。

サービス名	単位		第2期障害児計画 実績			第3期障害児計画 見込み					
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童発達 支援	実利用者数	人/月	32	33	34	54	56	59	60	62	63
	延利用時間	時間/月	190	204	210	323	335	353	359	371	377
医療型児童 発達支援	実利用者数	人/月	17	21	18	↑福祉型・医療型の一元化により、「児童発達支援」の見込については、「医療型児童発達支援」を合算した数値になっています。					
	延利用時間	時間/月	97	105	101						



サービス名	単位		第2期障害児計画 実績			第3期障害児計画 見込み					
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
放課後等 デイ サービス	実利用者数	人/月	65	70	81	85	90	95	100	105	110
	延利用時間	時間/月	863	855	979	1,020	1,080	1,140	1,200	1,260	1,320
保育所等 訪問支援	実利用者数	人/月	1	1	3	4	5	6	6	7	7
	延利用時間	時間/月	1	1	5	6	7	9	9	10	10
居宅訪問型 児童発達 支援	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	延利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0	2	2	2
障害児相談 支援	実利用者数	人/月	29	32	34	37	40	43	46	49	52

※令和5年度のみ実績見込み

見込量の確保のための方策

- 支援が必要な子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築します。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用者のニーズに合わせ、必要な支援を受けることができるよう、サービスの質的向上を推進し、見込量に応じた適切な事業所数の確保を図ります。
- 保育所等訪問支援については、学校等関係機関との連携を図り、ニーズに応じたサービス提供に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、利用がない状況が続いていますが、サービス内容の周知と提供体制の確保に努めます。
- サービス利用者の増加に対応できるよう、障害児相談支援体制の充実を図ります。

